

自立訓練事業者への補助事業を実施します！

～自動車事故による高次脳機能障害者の社会復帰促進に係る環境整備を支援～

社会復帰促進事業について

補助事業名：**社会復帰促進事業**

(自動車事故対策費補助金)

高次脳機能障害者特有の症状として、社会的行動障害や記憶障害がありますが、適切なリハビリテーションを受けることで社会復帰につながる可能性があります。

頭部外傷を治療する病院や自立訓練を提供する事業所はあるものの、入院中は患者にとって守られた環境下での生活となるため、高次脳機能障害が概して目立たず、発見されないことがあるほか、高次脳機能障害に理解のある事業所も多くない状況にあります。そのため、高次脳機能障害の発見が遅れる場合や適切な自立訓練を受けられず、高次脳機能障害を有する者が社会復帰できない状況が生じています。

このため、国土交通省では、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進を図る方策を検討することを目的として、自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する障害福祉サービス等事業者のうち、高次脳機能障害への十分な理解がある者が行う、高次脳機能障害を有する者が病院・事業者から地域への生活を円滑に移行するためのサポートの取り組みに対して補助を行う、社会復帰促進事業のモデル事業を実施します。

本日より、令和4年度実施分に係る公募を開始します。

事業の概要

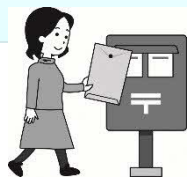
(1)補助対象事業者：
自立訓練事業所

(2)補助対象経費：

①ネットワーク構築支援費 ②自立訓練提供支援費 ③地域連携支援費



募集期間：令和4年 6月 22日(水)～7月 13日(水)



※ 令和4年7月13日(水)必着

※ 事業実施期間：採択日～令和5年3月31日(金)

裏面へ⇒

補助内容

※予算の範囲内で国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

○ ネットワーク構築支援費

⇒病院と連携した高次脳機能障害の評価実施につながる取組に関する病院とのネットワークの構築に係る経費

※補助対象事業の範囲は「公募要領」参照

○ 自立訓練提供支援費

⇒高次脳機能障害に合わせた自立訓練の提供に係る経費

※補助対象事業の範囲は「公募要領」参照

○ 地域連携支援費

⇒高次脳機能障害を有する者の支援に係る専門的知識を有する者が地域の事務所に訪問する等の地域との連携を図る取組みに係る経費

※補助対象事業の範囲は「公募要領」参照

補助要件

- 自動車事故令和4年度に自動車事故による高次脳機能障害を有する者が利用していること
 - 事業を効率的かつ確実に実施することができる自立訓練事業所であること など
- ※補助対象事業者の要件は「公募要領」参照

応募方法等

本補助事業の応募方法は原則電子システム(jGrants)での申請となります。
本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省ホームページ(以下アドレス)に掲載する公募要領等をご覧ください。

➡ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000102.html

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください！！

問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当：大橋・北村・大塚

電話：03-5253-8111(内線:41418) 直通:03-5253-8580

FAX：03-5253-1638

